

2-3 関係法令の改定（品確法、建設業法、入契法、労働基準法）

事業内容が公共性の高い建設コンサルタント企業にとって、法令遵守は最も重要度の高いもののひとつである。一方、労働基準法や公共工事の品質確保の促進に関する法律等が改正され、建設コンサルタントを取り巻く法令・規制の変化への対応が急務となっている。

近年改正された関係法令類の概要を時系列順で以下に示す。

(1) 労働基準法（平成31年4月1日施行）

a) 時間外労働の上限規制

- ①原則、月45時間かつ年360時間
 - ・特別条項でも上回る事の出来ない時間外労働時間を設定
 - ・年720時間（月平均60時間）
 - ・2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内（休日出勤を含む）
 - ・単月100時間未満（休日出勤を含む）
 - ・原則（月45時間）を上回る月は年6回を上限

b) 年次有給休暇取得の一部義務化

- ①年5日の年次有給休暇の確実な取得
 - ・1年以内に取得時季を指定して、5日間の年次有給休暇を取得
 - ・年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存

c) フレックスタイム制の清算期間延長

- ①清算期間上限が、1か月から3か月に延長
 - ・就業規則等への規定
 - ・労使協定で所定の事項を定める

d) 高度プロフェッショナル制度の創設

- ①労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない
 - ・年間104日以上の日確保措置
 - ・健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等

e) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

- ①不合理な待遇差の禁止（同一労働同一賃金）
 - ・職務の内容等を勘案した賃金の決定（努力義務）
- ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
 - ・正社員との待遇差の内容や理由の説明義務
- ③行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続きの整備

(2) 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の一部を改正する法律（令和元年6月12日公布）

a) 建設業の働き方改革の促進

- ①長時間労働の是正（工期の適正化等）
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告。また、著しく短い工期による請負

契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等から勧告等を実施。

- ・公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための方策を講ずることを努力義務化。

b) 現場の処遇改善

- ①建設業許可の基準を見直し、社会保険への加入を要件化。
- ②下請代金のうち、労務費相当分については現金払い。

c) 建設現場の生産性の向上

- ①限りある人材の有効活用と若者の入職促進
 - ・工事現場の技術者に関する規制を合理化。
 - ・元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は複数現場の兼任を容認。
 - ・下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たす場合は設置を不要化。
- ②建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備
 - ・建設業者が工場製品等の資材の積極活用を通じて生産性を向上できるよう、資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

d) 持続可能な事業環境の確保

- ①経營業務に関する多様な人材確保等に資するよう、経營業務管理責任者に関する規制を合理化（建設業経営に関し過去5年以上の経験者が役員にいないと許可が得られないとする現行の規制を見直し、今後は、事業者全体として適切な経営管理責任体制を有することを求めることとする）。
- ②合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより円滑に事業承継できる仕組みを構築。

(3) 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（令和元年6月14日施行）

a) 災害時の緊急対応の充実強化

- ①発注者の責務として以下の内容を規定
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
 - ・建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携
 - ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

b) 働き方改革への対応

- ①発注者の責務として以下の内容を規定
 - ・休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
 - ・公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
 - ・設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
- ②公共工事等を実施する者の責務として適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結を規定

c) 生産性向上への取組

- ①受注者・発注者の責務として情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定

d) 調査・設計の品質確保

①公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け

e) その他

①発注体制整備

- ・発注者の責務として発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備を規定
- ・国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等を規定

②基本理念に工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用を規定

③国・特殊法人等・地方公共団体等の責務として公共工事の目的物の適切な維持管理を規定

(4) 民法（令和2年4月1日施行）

a) 消滅時効に関する見直し

①職業別の短期消滅時効の見直し

- ・職業別短期時効、商事時効はすべて廃止
- ・権利を行使することができる時から10年
- ・権利を行使することができることを知った時から5年

②生命・身体の障害による損害賠償請求権の時効期間の特則の新設

- ・権利を行使することができることを知った時から5年
- ・権利を行使することができる時から20年

③時効の中断・停止の見直し

- ・時効の完成猶予、時効の更新に整理

b) 請負に関する見直し

①報酬

- ・仕事未完成の際に中途の結果が注文者に利益をもたらすときは、その割合に応じて報酬の請求が可能であることを明文化

②請負人の担保責任

- ・「瑕疵」から「契約の内容に適合していない」（契約不適合）に用語が変更
- ・目的物が契約の内容に適合しない場合に、請負人が担保責任を負うと規定
- ・その担保責任として、注文者は、①修補等の履行の追完請求 ②損害賠償請求 ③契約の解除 ④代金減額請求をすることができることと規定

③注文者の権利の期間制限

- ・注文者は、契約に適合しないことを知ってから1年以内にその旨の通知が必要。建物等の例外的取扱いは廃止。

c) 債務不履行による損害賠償の帰責事由の明確化

- ・債権者に帰責事由がないときは免責される。その免責要件の有無は、契約及び社会通念に照らして判断される旨を明記

d) 契約解除の要件に関する見直し

- ・債務者の責めに帰すことができない理由によるものであっても解除が可能
- ・ただし、契約及び取引通念に照らして不履行が軽微であるときは解除ができない